

○八女西部広域事務組合公平委員会議事規則

(昭和 52 年 10 月 1 日 公平委規則第 1 号)

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会議)

第 2 条 会議は、委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったとき、委員長が招集する。

2 会議を開催する場合においては、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(幹事)

第 4 条 事務職員のうち 1 名は、幹事として会議に出席する。

(議事日程)

第 5 条 議事日程は、幹事が委員長の命を受けて作成する。

(議事録)

第 6 条 法第 11 条第 3 項の議事録は、幹事が作成する。

2 前項の議事は、公平委員会の承認を経て確定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。